**平成29年度グリーンボンド発行モデル創出事業**

**モデル発行事例の公募について(公募要領)**

平成29年7月21日

環境省大臣官房環境経済課

　環境省では、平成29年度グリーンボンド発行モデル創出事業に係るモデル発行事例の公募を実施します。本事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、本要領に記載するとおりですので、応募される方は、本要領を熟読いただくようお願いします。

　本要領を熟読せずに応募された結果生じる、応募書類の不受理、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目 次

１．本事業の目的

２．本事業の流れ及び留意事項

３．モデル発行事例に応募することができる者

４．モデル発行事例への応募方法、応募書類等

５．モデル発行事例の選定

６．確認機関によるガイドライン適合性の確認

７．応募に当たっての留意事項

８. 問い合わせ先

９．その他

**１．本事業の目的**

2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21では、気候変動問題に関する国際的な合意文書である「パリ協定」が採択されました。この協定においては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇を２℃より十分下方に保持し、また、1.5℃に抑える努力を継続することとされています。この目標の達成に向け、今後我が国が温室効果ガスの長期大幅削減に取り組んでいく上では、再生可能エネルギーをはじめとしたグリーンプロジェクトに民間資金を大量に導入していくことが不可欠です。

また、2015年9月にアメリカ・ニューヨークで開催された国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においては、海洋・陸域での生態系の保全をはじめとする「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられており、自然資本の劣化の防止等の側面でも、民間資金の役割に期待が高まっているところです。

地球温暖化対策や自然資本の劣化の防止に資するグリーンプロジェクトに民間資金を導入するための有効なツールの一つとして、近年、国際的には、企業や地方自治体等がグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券である「グリーンボンド」の発行・投資が大変活発になってきています。2014年1月の「グリーンボンド原則」の策定を機に、その傾向は顕著となり、我が国においても発行・投資の事例が出始めているところですが、現状、我が国におけるグリーンボンドの普及は、海外と比べ、また、上記のような国際目標の達成に向け民間資金を大量に導入していく必要がある中でも、十分とはいえません。

以上の状況を踏まえ、環境省では、2017年3月に「グリーンボンドガイドライン 2017年版」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。本事業では、ガイドラインに適合し、かつ、モデル性を有すると考えられるグリーンボンドの発行事例をＰＲすること等を通じ、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的とします。

**２．本事業の流れ及び留意事項**

**（１）モデル発行事例の公募**

本要領に基づき、ＰＲの対象とするグリーンボンドのモデル発行事例を公募します。公募期間は、2017年7月21日から2017年8月14日までとします。応募方法、応募書類等については、４．モデル発行事例への応募方法、応募書類等をご確認ください。

**（２）モデル発行事例の選定**

（１）で応募のあった案件について、書面審査及び審査委員会（非公開）による審査を行い、我が国におけるグリーンボンドの更なる普及に資するモデル性を有する事例を、本事業のモデル発行事例として選定します。選定されたモデル発行事例に係る応募者に対しては、その旨を通知します。また、選定されたモデル発行事例については、応募者名を公表します。

応募時点で必ずしも発行計画が確定していなければならないものではありませんが、選定後、やむを得ない理由により、ご提出いただいた応募書類等にご記載の内容と、実際のグリーンボンドに係るご対応を変更せざるを得なくなった場合には、速やかに環境省にご連絡ください。変更の結果モデル発行事例の有するモデル性が著しく喪失し、モデル発行事例としてふさわしくないと認められる場合には、モデル発行事例の選定を撤回し、その旨を公表することがある旨留意してください。

**（３）モデル発行事例に係るガイドライン適合性の確認**

（２）で選定したモデル発行事例について、ガイドライン第３章１から４までに掲げる「グリーンボンドに期待される事項」（以下「期待事項」という。）との適合性を確認します。確認は、環境省が別途入札により選定する請負業者（以下「確認機関」という。）が、環境省の指示の下で行います。

期待事項との適合性の確認は、応募者から提出された（１）の応募書類等の内容に基づき、必要に応じ応募者（グリーンボンド発行に関し応募者が証券会社等の第三者に協力を求めている場合にあっては、当該者を含む。）にヒアリングを行うことを通じて行うものとし、実地調査は行いません。

モデル発行事例に係るグリーンボンドが正式に発行された後、当該グリーンボンドに係る対応等が説明された書類（投資家等への説明資料等を想定）の提出を受け、期待事項との適合性の確認を行った際の内容と相違がないか確認します。

**（４）期待事項との適合性の確認を行ったモデル発行事例のＰＲ等**

（２）で選定したモデル発行事例のそれぞれについて、期待事項との適合性の確認の結果を公表します。また、期待事項との適合性が確認されたモデル発行事例については、その旨を公表（環境省ホームページへの掲載等を想定）すること等を通じて、応募者が行うＰＲに協力します。公表の時期については、モデル発行事例に係るグリーンボンドの発行時等を想定していますが、応募者と個別に調整の上で決定します（ただし、確認機関の入札等により、応募者の希望に添えない場合がある旨、ご留意下さい）。

**（５）事後レポーティング等**

（２）で選定したモデル発行事例の応募者におかれましては、グリーンボンド発行後に、当該グリーンボンドに係る対応の詳細がわかる書類（投資家への説明書類等を想定）の写しを環境省宛てに提出して下さい。

また、グリーンボンド発行後、ガイドライン第３章４に準拠しレポーティングを行って下さい。グリーンボンド発行の日を含む会計年度後５年度（償還期間が５年未満のグリーンボンドにあっては、償還期間満了の時まで）の間、当該レポーティングに係る書類等を環境省宛てに提出して下さい。

**３．モデル発行事例に応募することができる者**

本事業のモデル発行事例に応募することができる者は、国内の独立行政法人、地方公共団体その他の公的機関、国内に本店又は主たる事務所を有する法人であって、グリーンボンドを平成29年度に発行する予定がある者とします。

グリーンボンドは、外国通貨建てで発行されるものでも差し支えありません。

なお、２．（２）で選定したモデル発行事例の応募者におかれましては、グリーンボンドの発行後、モデル発行事例を紹介すること等を通じてグリーンボンドガイドライン等の普及・啓発に積極的に参画していただきます。

**４．モデル発行事例への応募方法、応募書類等**

**（１）応募書類**

本事業のモデル発行事例に応募する場合は、以下の書類を提出して下さい。応募書類の様式の電子ファイルは、環境省ホームページからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成して下さい。

・平成29年度グリーンボンド発行モデル創出事業モデル発行事例応募書類(様式１)

　　・確認機関公募に係る事例の状況チェックシート(様式２)(確認機関選定時に公開)

・プロジェクト概要説明シート(様式３)

・組織概要（パンフレット、組織図等）

・定款（それに準ずるものを含む。）及び登記事項証明書(応募者が地方公共団体等である場合を除く)

・平成29年度グリーンボンド発行モデル創出事業に係るモデル発行事例の公募における応募書類等の提出について（様式４）

・暴力団排除に関する誓約事項（別添）(応募者が地方公共団体等である場合を除く)

・その他参考資料

**（２）応募書類の提出方法**

（１）の応募書類（正本1部、副本2部）は、（３）の受付期間中に、持参又は郵送によって、次頁の提出先へ提出して下さい。郵送する場合には、特定記録郵便など、配達の記録の残る方法によって下さい。

応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「平成29年度グリーボンド発行モデル創出事業モデル発行事例　応募書類」と朱書きで明記して下さい。

受付期間の終期以降に持参された書類や、受付期間の終期以降に郵送によって到達した書類は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。

また様式１～４については、応募書類の提出に併せ、その電子データを、下記提出先に記載されたメールアドレスに電子メールにて送付してください。送付の際の電子メールの件名は、「応募者名/グリーンボンド発行モデル創出事業　モデル発行事例　応募書類」としてください。

|  |
| --- |
| 提出先：〒100-8975　東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎5号館25階環境省大臣官房環境経済課　グリーンボンド発行モデル創出事業担当E-mail:SHIEN@env.go.jp |

**（３）受付期間**

　**平成29年7月21日（金）から平成29年8月14日（月）17時まで**

**（４）留意事項**

提出いただいた応募書類は、いかなる理由があっても返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報は、「平成29年度グリーンボンド発行モデル創出事業」以外の目的で使用することはございません。

**５．モデル発行事例の選定**

本事業のモデル発行事例の選定は、書面審査及び審査委員会（非公開）による審査により行います。審査では、応募書類が形式的基準に適合していることが確認された発行事例について、我が国におけるグリーンボンドの更なる普及に資するモデル性の高さを総合的に評価し、上位４事例程度をモデル発行事例として選定します。審査では、応募者からのヒアリングを実施することがあります。また、審査に当たって、環境省から応募内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

１）形式的基準

①必要な内容が記載されているか

②必要書類が添付されているか

２）評価基準

例えば、以下のような点から、発行事例の有する、我が国におけるグリーンボンドの更なる普及に資するモデル性の高さを、総合的に評価します。

・「調達資金の使途」「グリーンボンドを発行することにより達成しようとする環境面での目標」「規準」「プロセス」等に先進性がある

・調達資金の管理方法についてコストの削減につながるような工夫がある

・レポーティングの方法について、投資家の要請を満たしつつもコストの削減につながるような工夫がある

・ガイドライン第３章に定められた「グリーンボンドが備えていることが望ましい事項」(以下、「望ましい事項」という。) についても、可能な範囲で配慮がされている　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　等

**６．確認機関によるガイドライン適合性の確認**

選定したモデル発行事例について、ガイドライン第３章１から４までに掲げる「グリーンボンドが備えることが期待される基本的な事項」（以下「期待事項」という。）との適合性を確認します。確認は、環境省が別途入札により選定する確認機関が、環境省の指示の下で行います。

確認機関の名称等については、本年９月以降、選定次第、２．（２）で選定したモデル発行事例の応募者に対し通知します。

確認機関については、会計法に基づき行う入札手続を通じて選定しますので、モデル発行事例に係る応募者による指定等はできません。

モデル発行事例に係る応募者には、期待事項との適合性を確認するために必要な追加書類を環境省又は確認機関に対し提出することを求める場合がある旨、ご留意下さい。

追加書類の提出に応じず、又は、提出された追加書類が不十分であることにより、期限内に期待事項との適合性が確認できない場合にあっては、本事業の成果として、当該モデル発行事例について期待事項との適合性が確認できなかった旨を公表することとなる旨、ご留意下さい。

期待事項との適合性の確認は、応募者から提出された４．（１）の応募書類及び追加書類の内容に基づき、必要に応じ応募者（グリーンボンド発行に関し応募者が証券会社等の第三者に協力を求めている場合にあっては、当該者を含む。）にヒアリングを行うことを通じて行うものとし、実地調査は行いません。したがって、期待事項との適合性の確認は、あくまで、応募者から提出された書類上でその事実を確認することができた範囲でのみ有効であるものとし、応募者による実際のグリーンボンドに係るご対応が、当該書類上の記載事項と相違がないことまでを保証するものではありません。

モデル発行事例に係るグリーンボンドを正式に発行された後、当該グリーンボンドに係る対応等が説明された書類（投資家等への説明資料等を想定）を提出いただき、期待事項との適合性の確認を行った際の内容と相違がないか確認します。

第三者からの通知その他の方法により、応募者から提出された書類が虚偽であったことが判明した場合や、当該書類上の記載事項と応募者による実際のグリーンボンドに係るご対応の間に相違があったことが判明した場合には、その旨及び当該モデル発行事例に関し行った期待事項との適合性の確認は無効とする旨を公表することとなる旨、ご留意下さい。

確認機関により期待事項との適合性の確認が行われた後、やむを得ない理由によりグリーンボンドに係るご対応を変更せざるを得なくなった場合には、速やかに環境省にご連絡下さい。この場合、その旨及び当該モデル発行事例に関し行った期待事項との適合性の確認は無効とする旨を公表することがある旨、ご留意下さい。

**７．応募に当たっての留意事項**

本事業は、グリーンボンドのグリーン性に焦点を当てて行うものであり、グリーンボンドの債券としてのリスクについては、一切評価の対象としていません。本事業のモデル発行事例であっても、通常の債券と同様、信用リスク、価格変動リスク、流動性リスクその他のリスクは存在することに留意が必要です。本事業のモデル発行事例であるグリーンボンドに関し、発行、取得、売却、保有等を行う者はその責任の下でこれらの行為を行うものとし、これらの者に何らかの損害が生じた場合であっても、環境省はいかなる責任も負いません。

応募者から提出された書類は、当該応募者に無断で、本事業以外に使用することはありません。ただし、当該書類に記載された情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

グリーンボンド発行の時期は、原則として平成29年度内とします。市場環境その他の状況により平成29年度内に発行ができない場合であっても、モデル発行事例とガイドラインの適合性の確認については平成29年度内に終えるものとし、期限内に期待事項との適合性が確認できない場合にあっては、本事業の成果として、当該モデル発行事例について期待事項との適合性が確認できなかった旨を公表することとします。

**８．問い合わせ先**

本事業に対する問い合わせ先は下記のとおりです。問い合わせは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「平成29年度グリーンボンド発行モデル創出事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いします。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先：〒100-8975　東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎5号館25階環境省大臣官房環境経済課グリーンボンド発行モデル創出事業担当E-mail:SHIEN@env.go.jp  |

**９．その他**

モデル発行事例の選定に対するご要望、選定結果に関するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。

(様式１)

平成２９年　　月　　日

環境省大臣官房環境経済課長　殿

住所

応募申請者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

**平成２９年度グリーンボンド発行モデル創出事業モデル発行事例**

**応募書類**

標記について申請します。

なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

|  |
| --- |
| 担当者所属部署名：担当者役職：担当者氏名：担当者TEL：担当者FAX：担当者E-Mail： |

（様式２）

モデル発行事例の状況チェックシート

本資料については、モデル発行事例として選定された場合に、確認機関の公募に際して、確認業務の参考として公表されることに同意します。

１．応募者についての確認事項

①応募者の属性

□　自治体

□　プロジェクトを実施する事業者

□　上記のいずれにも該当しない

②ガイドライン適合性確認の希望期限

□　平成29年11月

□　平成29年12月

□　平成30年 1月

□　平成30年 2月

□　平成30年 3月

③環境認証(ISO14001、エコアクション21等の取得実績はあるか)

□　有　認証名：

□　無

④社内に環境担当部署等を設置しているか

□　有

□　無

⑤環境報告書を作成しているか

□　有

□　無

２．プロジェクトについての確認事項

①ボンドの種類

□　コーポレートボンド

□　レベニューボンド

□　プロジェクトボンド

□　グリーン証券化商品

□　その他

②調達資金の使途（見込み）(複数選択可)

□　再生可能エネルギーに関する事業

□　省エネルギーに関する事業

□　汚染の防止と管理に関する事業

□　自然資源の持続可能な管理に関する事業

□　生物多様性保全に関する事業

□　クリーンな運輸に関する事業

□　持続可能な水資源管理に関する事業

□　気候変動に対する適応に関する事業

□　環境配慮製品、環境に配慮した製造技術・プロセスに関する事業

□　その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

③プロジェクトの実施により見込まれる環境改善効果(複数選択可)

□　CO2排出量削減効果

□　CO2排出量以外の定量的な効果

□　定性的な効果

④-1計画について想定する、グリーンボンドガイドライン2017年版の第３章のネガティブな効果の具体例に掲げるような、環境に対するネガティブ効果の有無

□　有

□　無

④-2ネガティブ効果が想定されると回答した場合、その種類(複数選択可)

□　生態系への悪影響

□　温室効果ガスの排出

□　騒音や振動等、周辺住民への悪影響

□　有害物質の排出

□　景観への悪影響

□　その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕

④-3 ④-2で想定するネガティブ効果に対する具体的対策の必要性の有無

□　有

□　無

□　現在検討中

３．グリーンボンド発行のスキームについて

①プロジェクトの評価及び選定のプロセス

□　環境面での目標、プロジェクトを評価・選定する際に用いる規準、評価・選定を実施するプロセスが既に一定程度整備されている

□　環境面での目標、プロジェクトを評価・選定する際に用いる規準、評価・選定を実施するプロセスが整備中である

②調達資金の管理(見込み)

□　他の事業資金とは別の口座に入金しての管理

□　他の事業資金と同一の口座に入金し、会計上区別された補助勘定を用いての管理

□　他の事業資金と同一の口座に入金し、社内システムや電子ファイル等を用いての管理

□　上記にもいずれにも当てはまらない方法での管理

③レポーティング

□　事後のレポーティングの開示方法が既に整備済みである。

□　現在未定だが、発行までに何らかのスキームを用意する予定である

④ガイドライン上の「望ましい事項」のいずれかに対する何らかのアプローチ

□　有

□　無

４．グリーンボンド発行後、自社のグリーンボンド発行事例を紹介すること等を通じたグリーンボンドガイドライン等の普及啓発への積極的な参画についての同意

□　有

□　無

（様式３）

プロジェクト概要説明シート

|  |
| --- |
| 発行者名 |
| 　 |
| プロジェクトの規模 |
| 　億円 |
| グリーンボンドによる資金調達額 |
| 　 |
| 発行予定時期 |
|  |
| プロジェクトの内容(別紙による説明も可) |
| 　 |
| プロジェクトを実行する地域 |
| 　 |
| 期待する環境改善効果 |
| 改善効果 |
| 算定根拠 |
| 今回資金調達に際しグリーンボンド発行を選択した理由 |
|  |

|  |
| --- |
| 想定されるネガティブ効果 |
| ネガティブ効果の種類 |
| 対応策スキーム図 |

|  |
| --- |
| プロジェクトを通じて実現を目指す目標 |
| 　 |
| 組織全体の戦略における上記目標の位置づけ |
| 　 |

|  |
| --- |
| 想定されるプロジェクトの評価・選定のプロセス |
| 　 |
| 想定される調達資金の管理方法 |
| 　 |

|  |
| --- |
| 想定されるレポーティング |
|  |

|  |
| --- |
| アプローチする「望ましい事項」 |
| 「望ましい事項」の種類 |
| 対応策スキーム図 |

（別添）

暴力団排除に関する誓約事項

当社は、下記事項について、グリーンボンド発行モデル創出事業に係るモデル発行事例の公募に係る応募書類等の提出について（様式１）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方がモデル発行事例の選定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表。）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（１）指定を受ける者として不適当な者

ア　 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（２）以下の不適当な行為をする者

ア　 暴力的な要求行為を行う者

イ　 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ　 その他前各号に準ずる行為を行う者

２．暴力団関係業者を本事業に関して締結する全ての契約の相手方としません。

３． 本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４．暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は本事業に関して締結する契約の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、本事業の担当官等へ報告を行います。

以上